

別記様式

議 事 録

会議の名称	第3回防犯カメラ設置運用検討委員会
開催日時	平成29年11月15日(水)14時00分から15時30分まで
開催場所	第1委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	委員：井上委員、横井委員、塩井委員、高倉委員、浅田委員、三浦委員 オブザーバー：江南警察署 岩田氏 濱田氏 事務局：山田総務部長、隅田危機管理課長、水野統括主査、飯田主事 商工農業振興と社会基盤の整備プロジェクト委員：小崎統括主査
会議の議題	(1) パブリックコメントについて (2) 岩倉市安全安心カメラの現状について (3) 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例施行規則(案)について (4) 協議・意見交換
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	【資料1】岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例(案) 【資料2】岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例施行規則(案)
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	議事録作成者 飯田

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 あいさつ

井上委員長あいさつ

山田総務部長あいさつ

2 協議・報告事項

(1) パブリックコメントについて

パブリックコメントの結果について、水野統括主査より説明

窓口での閲覧者数0件、HP上での延べ閲覧者数97件、意見等0件

(2) 岩倉市安全安心カメラの現状について

小学校からの設置要望数105箇所、中学校からの設置要望数14箇所、合計119箇所
事務局で全ての現地確認後、道路状況等の理由から設置不可と判断した箇所が8箇所
差し引いた111箇所について今後検討していく。

副委員長： 要望はPTAの意見も取り入れているのか、それとも学校だけの意見によるものなのか。

事務局： 要望の取りまとめは学校教育課に依頼している。各学校における要望の取りまとめは学校に任せているようで、学校によっては防犯カメラだけでなく通学路全体の安全対策を聞いている学校もあるようである。

委員長： 学校以外への要望は聞いていないのか。

事務局： 寄付者の方のご意向はあくまでも通学路の安全対策のためにとのことなので小中学校やPTAを中心に要望を聞いている。事務局としても社会的弱者である子どもや高齢者の安全を優先的に考えるべきだと考えている。

委員： 設置不可の8箇所は小学校中学校それぞれ何箇所か。

事務局： 小学校のみで8箇所である。あくまでも現場状況から判断できる設置不可の箇所数であり、実際に電柱共架の申請が却下されることもあり得るので代替箇所がなければ設置不可となる場合がある。

(オブザーバーに意見を求める。)

濱田氏： 岩倉市は住宅対象侵入盗の件数が県内ワースト1である。犯人の逃走経路として市内に防犯カメラが設置されていればいいと思うことが多々ある。設置箇所に関しては、警察にも意見を聞いていただければ犯罪の多発地域に効果的に設置できるのではないかと考えている。

事務局： 安全安心カメラの設置目的はあくまでも設置することにより犯罪を防止することにある。しかし、結果として犯人の逃走経路を確認するための手段としても活用することを考えると、警察の意見も取り入れていきたい。要望箇所を地図上にまとめたものを見てみると、市内をほぼ網羅できていることがわかった。100台のカメラを効果的に配置していくことで犯罪発生件数が減少することを期待したい。

(3) 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例施行規則(案)について

資料1について第2回検討委員会で提示した資料からの変更点を水野統括主査より説明
(質疑なし)

資料2について、水野統括主査より逐条での説明

(第1条) 質疑なし

(第2条) 質疑なし

(第3条) 質疑なし

(第4条)

委員： 届出する運用基準はこの12項目があればいいのか。また、区設置で対象となるのは、市の補助を受けて設置したカメラだけか。

事務局： 原則、この項目で考えているが、例えば区等に対しては定めていただきたい項目を注意書きのような形で示して基準に反映させていただくことも考えている。また、条例の対象となるのは市の補助を受けて設置したカメラのみである。

委員長： 条例では「破碎」だが、規則では「廃棄」となるのか。(規則第4条第9号)

事務局： 規則も条例に合わせて「破碎」に修正する。

(第5条)

委員： 既に設置している区設置のカメラはどのように運用しているのか。

事務局： 愛知県のガイドラインに沿って運用していただいている。

委員： 条例制定後に改めて運用基準を届出させるのか。

事務局： 条例制定前のカメラについては遡及適用しない。

(第6条)

委員長： 基準に基づき設置したカメラを1台でも廃止したら届け出なければならないのか。

事務局： あくまでも基準を廃止した場合の廃止届であるので、複数設置した中の1台だけを廃止する場合は、設置台数の変更届を提出することとなる。

(第7条) 質疑なし

(第8条)

委員： カメラやSDカードの性能は揃えた方がよいか。

事務局： 揃える必要はないが、運用基準で定めた保存期間を1台ずつ管理責任者が設定する必要はある。

委員： カメラやSDカードの性能は日々進化している。保存期間の上限は定めずに、より高い解像度でより長い保存期間を設けるべきではないか。

事務局： 個人情報である画像データを必要以上に持つべきではないとの考えである。妥当な保存期間として、愛知県のガイドラインでは30日となっているが、岩倉市としては10日以内としている。

(第9条) 質疑なし

(第10条) 質疑なし

(第11条)

委員： 1年に1回の報告となると、例えば設置してすぐ画像データを開示した場合に、事務局は1年後にしか知り得ないという状況になるが。

事務局： 開示については慎重に行わなければならない。安全安心カメラは岩倉市の条例に基づき設置しているということもあるので、開示を求められた際には随時市に相談していただく態勢を整えていかなければならないと考えている。

委員： 報告書(様式第5)中に保守点検の項目があるが、保守点検はしなければならないということか。

事務局： カメラだけでなくSDカードも常時起動している。1年に1回程度は動作確認をして欲しい。また、画像データを開示する際には高所に設置してあるカメラ本体からSDカードを抜き取らなければならない可能性も考えられる。設置者にできるだけそうい

った負担のかからない設置方法等もご提案させていただきたい。

(第12条) 質疑なし

(オブザーバーに意見を求める)

濱田氏： 今後、市として屋内に防犯カメラを設置する予定はあるのか。また、そういったカメラはこの条例の対象となるのか。

事務局： 屋内に設置するカメラはこの条例の対象とはならない。屋内カメラは既に何台か設置しているが、防犯カメラではなく施設管理カメラとして今後も各施設管理担当課が設置していくことは想定される。

岩田氏： 機種は概ね決まっているのか。

事務局： 寄付者のご意向もあるため、協議をさせていただき概ね機種は定まってきた。

岩田氏： 常時起動しているタイプか、人感センサーにより起動するタイプか。また、犯罪は夜間に多発しているため赤外線機能付きのものがよいと考えるがどうか。

事務局： 常時起動しているタイプである。赤外線機能は考えていない。寄付者の方の予算の関係もあるので、設置箇所の選定段階でできるだけ明るい場所に設置するなどの方法でそういった問題に配慮したいと考えている。

(4) 協議・意見交換

委員： 設置目的内で画像データを見ることができるのはどういった人か。

事務局： 条例第7条2号で規定しているが、例えば子どもが行方不明になってしまったといった正当な理由があれば、設置者等が画像等を確認して口頭で情報提供する等の柔軟な対応は考えている。

副委員長： 規則第4条第11号に規定している苦情の処理に関することは報告書の項目には入っていないが、各設置者等の判断で処理するという考え方でよいのか。

事務局： 市長は設置者等の苦情の処理についても勧告することができるので、報告書の項目に追加させていただく。

3 その他

第2回検討委員会の議事録のHP公開について

4 次回会議日程について

安全安心カメラの設置箇所が確定し、開催の日程調整後お知らせする。